第１の１㈣中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ　衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

第３の１㈢オに次のように加える。

㈨　超高精細度テレビジョン放送

第３の２㈢アの表を次のように改める。

| 基幹放送の区分 | | 放送対象地域 | 放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標 |
|---|---|---|---|
| 超高精細度テレビジョン放送 | 総合放送 | 全国 | 2（注１）（注２） |
| 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送 | 総合放送 | 全国 | 2 |

（注１）　右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ１番組の放送を行うものとする。

（注２）　右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては１の周波数を３分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあっては１の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

第３の２㈢イの表中「テレビジョン放送」を「超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送」に改め、同㈢ウの表を次のように改める。

| 基幹放送の区分 | 放送対象地域 | 放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標 |
|---|---|---|
| 超高精細度テレビジョン放送 | 全国 | 18程度（注１）（注２）（注３） |
| 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送 | 全国 | 43程度～65程度（注４）（注５） |

（注１）　１の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては２分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては３分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

（注２）　右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に２の周波数を使用するときは、21程度とする。

（注３）　右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち２程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に２の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち５程度とする。

（注４）　１の周波数を２分割又は３分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

（注５）　右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に２の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

## ○総務省告示第百八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

第１の２(1)ウ(イ)の表を次のように改める。

| チャンネル番号 | 中央の周波数（GHz） |
|---|---|
| 1 | 11.72748 |
| 3 | 11.76584 |
| 5 | 11.80420 |
| 7 | 11.84256 |
| 8 | 11.86174 |
| 9 | 11.88092 |
| 11 | 11.91928 |
| 12 | 11.93846 |
| 13 | 11.95764 |
| 14 | 11.97682 |
| 15 | 11.99600 |
| 17 | 12.03436 |
| 19 | 12.07272 |
| 21 | 12.11108 |
| 23 | 12.14944 |

第１の２(1)ウ㈨を次のように改める。

㈨　人工衛星Ｎ－ＳＡＴ－110によるもの

| チャンネル番号 | 中央の周波数（GHz） |
|---|---|
| ＮＤ２ | 12.29100 |
| ＮＤ４ | 12.33100 |